

伊賀市地下水保全条例中間案 パブリックコメント意見・回答一覧

NO.	ご 意 見	回 答
1	<p>第1条への加筆をお願いしたい。(アンダーライン部を加筆) (目的) 第1条 この条例は、地下水(地下水脈を流れる伏流水を含む)が市民共有の貴重な財産であり、公共性の高いもの(公水)であることに鑑み、事業活動による地下水の採取に関し必要な事項を定めることにより地下水を保全し、もって良好な市民の生活環境の確保に寄与することを目的とする。</p>	<p>最終案の参考とさせていただきます。</p>
2	<p>基本理念の追加 条例の目的を達成するために、市や市民、採取者がどうあるべきかという基本となる考え方・方針を基本理念で示す必要がある。特に、市長の「地下水は公水」とあるという議会答弁を明記すべきである。 ▶基本理念案 第●条 水循環基本法の基本理念に則り、伊賀市における水循環が住民共通のふるさとの宝であるとともに、下流域に恩恵をもたらすものであって、地下水が周辺地域にとって公共性の高い公水であるとの認識にたち、地下水を守り、育み、そして活かすなど健全な水循環を維持し次世代に引き継ぐため、市、住民及び採取者は、それぞれの責務を果たし、協働して地下水の保全等に努めることを基本理念とする。</p>	<p>最終案の参考とさせていただきます。</p>
3	<p>地下水は伊賀市民の貴重な財産であり、「公水」とであると認識し、地下水が将来にわたって保全され、市民のくらしを豊かにするよう、この提言を最終案に反映するよう提言します。</p> <p>地下水保全条例の策定にあたり 地下水保全条例を策定するにあたっては、水循環基本法の理念を踏まえた内容にすることが必要である。水循環基本法の理念には、「全ての国民がその恩恵を将来にわたって享受できることが確保されなければならない」とある。したがって、地下水条例を策定するにあたっては、将来を見据えた内容にすることは言うまでもない。その上で、策定にあたっては「公水」「未然防止」「協働」の3つの視点が重要と考える。「公水」とは、循環資源であり、限りある資源である地下水を公共的な水であるという認識のもとに、みんなで守り継いでいこうという理念を掲げるものである。「未然防止」とは、地下水の涵養や合理的使用、事前の情報収集と分析などを推進するものである。「協働」とは、各主体の責務の明確化や推進体制を構築することにより、行政、市民、採取者が一体となった取組みを推進するものである。 以上を踏まえて、変更すべき点を記載する。</p>	<p>最終案の参考とさせていただきます。</p>
4	<p>(目的) 第1条 地下水を保全しを・・・「地下水保全を図るとともに、地下水の枯渇、地盤沈下等を防止し」と記述して欲しい。</p>	<p>地下水につきましては、その公共性、公益性、流動性並びに有限性等から、市民共有の貴重な財産であると考えられます。ただし、本市の場合、地盤沈下や地下水汚染、塩水化等地下水障害の発生の事案も確認しておらず、また、水道水源としての地下水依存度も高くないことから、現時点では、切迫した事案の発生が想定できないため、本市としては、先ず可能なところから、地下水利用について把握するため、本条例を制定することとしました。 今後、本市域における地下水の実態把握を進めるなかで具体的な施策等について検討すべきものと考えています。</p>

伊賀市地下水保全条例中間案 パブリックコメント意見・回答一覧

NO.	ご 意 見	回 答
5	<p>(目的)第一条に地盤沈下防止を入れていただきたい。参考資料:地下水対策の概況 平成23年7月 経済産業省経済産業政策局地域経済産業グループ産業施設課</p>	<p>地下水につきましては、その公共性、公益性、流動性並びに有限性等から、市民共有の貴重な財産であると考えられます。ただし、本市の場合、地盤沈下や地下水汚染、塩水化等地下水障害の発生の事案も確認しておらず、また、水道水源としての地下水依存度も高くないことから、現時点では、切迫した事案の発生が想定できないため、本市としては、先ず可能なところから、地下水利用について把握するため、本条例を制定することとしました。 今後、本市域における地下水の実態把握を進めるなかで具体的な施策等について検討すべきものと考えています。</p>
6	<p>目的の修正 目的が抽象的であるため、より具体的に記載する。特に、地下水採取による影響が具体的でないため、条例の目的が不明瞭である。 ▶目的案 第●条 この条例は、伊賀市の地下水の保全について、基本理念を定め、市、市民及び採取者の責務を明らかにするとともに、地下水採取について必要な事項を定めることにより適正な利用を図ることで、水道水源をはじめ大切な水資源を保全し、あわせて地下水の枯渇や地盤沈下を防止し、もって市民の健康と安心して住み続けられる生活環境の確保、住民福祉の維持・増進に寄与することを目的とする。</p>	<p>地下水につきましては、その公共性、公益性、流動性並びに有限性等から、市民共有の貴重な財産であると考えられます。ただし、本市の場合、地盤沈下や地下水汚染、塩水化等地下水障害の発生の事案も確認しておらず、また、水道水源としての地下水依存度も高くないことから、現時点では、切迫した事案の発生が想定できないため、本市としては、先ず可能なところから、地下水利用について把握するため、本条例を制定することとしました。 今後、本市域における地下水の実態把握を進めるなかで具体的な施策等について検討すべきものと考えています。</p>
7	<p>(目的)第一条について 地下水を市民共有の貴重な財産であり、公共性の高いものであるととらえ、地下水を保全するのであれば、地下水の供給場所(中山間地の田んぼ・山林・ため池)等の保護も条例に盛り込むべきではないかと思う。</p>	<p>農地や山林等につきましては、それぞれ個別の法令や制度によって保全を図っているところですが、一方、地下水については、これまでビル用法や温泉法等特定の条件に基づく法令はありましたが、一般的な保全法令はなかったことから、今回、水循環基本法の理念に基づき、本市における地下水の保全について本条例をもって取り組むこととするものですのでご理解ください。</p>
8	<p>何故、今頃? 伊賀市のどこかで、無断に大量に汲み上げてる事実があったから?</p>	<p>地下水につきましては、その公共性、公益性、流動性並びに有限性等から、市民共有の貴重な財産であると考えられます。しかしながら、これまで、地下水に関する条例がありませんでした。昨年、国の水循環基本法が改正され、地方公共団体にも一定の取り組みに係る努力義務が定められたところです。 本市としては、先ず可能なところから、地下水の実態把握に努めるため、本条例を制定することとしました。</p>
9	<p>第1条良好な市民の生活環境確保ともなると、定期的な水質検査をするべきでは?</p>	<p>今後の施策推進の参考とさせていただきます。</p>
10	<p>昔から、一般家庭にある井戸について、条例を設け、法によるシガラミを一般市民に押しつけようとしていないのか?</p>	<p>本条例は事業者を対象としており、一般家庭の井戸については対象外としています。</p>

伊賀市地下水保全条例中間案 パブリックコメント意見・回答一覧

NO.	ご 意 見	回 答
11	<p>地下水は、誰がいつ使用しているのかわからないが、災害時や配管破損により、使用するケースが、考える。一般的には、個人所有が、普通なので、所有権と、利用料をどう設定するか。管理費用や、常に利用できるように、維持費を、どう設定するか、が、まず問題になる。無論水質検査や、環境保全の、条件設定も、必要に、なる。更新時期や、免責次項も、必要に、なる。必要な、法整備も、多岐に、わたるので、可能なら、地区で管理者を、自治会で選出し、火災などでも利用可能に、したい。</p>	<p>本条例は事業者を対象としており、一般家庭の井戸については対象外としています。 個人所有井戸の災害時における公共利用についても本条例の範囲ではありませんが、防災対策事業についてのご意見として参考にさせていただきます。</p>
12	<p>第6条の水量は個人使用において必要ない、業務用又は、大口径において大量採取は水量報告はあっても良い、第2条において施設の大きさや能力及び口径を明確にするべき。</p>	<p>本条例は事業者を対象としており、一般家庭の井戸については対象外としています。 また、第2条第1項第2号で、対象とする揚水施設については、揚水機の吐出口の断面積(吐出口が2以上あるときは、その断面積の合計)が19平方センチメートル以上のものに限ることとしています。</p>
13	<p>拝啓 意見を提出させていただきます。お世話になります。よろしくお願いいたします。 基本的に伊賀市民の利益になるものでなければ制定の意味がないと思います。</p> <p>伊賀市に初めて地下水条例が制定されることは大変うれしいことです。水循環基本法の改定に則っての国の動きが後押ししてあります。 伊賀市長が去年6月の議会で「地下水は公水である」と発言し、12月議会では「企業に聞き取り調査をしていく」と言い、今年3月議会では「可及的速やかに条例をつくりたい」とまで言われたことは大きな意味を持ちました。議員の質問に対する答弁です。担当部署の職員さんたちの努力で中間案をまとめ上げていただいたことに感謝申し上げます。 以下、わたくしの中間案への意見といたします。</p> <p>「定義（3） 地下水採取者 揚水施設により地下水を採取する者をいう。ただし、市の事業に係る揚水施設を設置し、又は使用して地下水を採取する者を除く。」 意見 地下水条例に当てはまる企業さんを、どう線引きするかについて。 地元の産物を生産加工し販売し観光や伊賀市のPRに貢献している会社や店舗、あるいは市民生活の一部となっている施設があります。 そのような地下水採取者に対する措置はすべて一括した対象になることに、私は望みません。どこで線引きするか難しい面はあるでしょうが、一つは採水量であったり水そのものをビジネスにしているかどうか。</p>	<p>条例の対象とする地下水採取者につきましては、条例（中間案）第2条の定義のとおりであり、それ以外の区別は考えていません。 本条例は、水循環基本法の趣旨に沿って、地下水の汲み上げの状況を把握していこうとするものですのでご理解いただきますようよろしくお願いいたします。</p>
14	<p>事業者 について、 農業従事者が事業者に含まれることは反対である。 製造業等、原材料の一つとして掘取する業態とは違い、農業従事者、特に山村地域において山林管理等を行っている地域構成員は、歴史の過程で持続可能な地下水を含めた保全活動を行ってきた。その貢献をまず正当に評価することが第一である。金銭によって地下水を評価するのであれば、千年近い治水をになってきた農村地域の貢献度を金銭によって正当に評価し提示して頂きたい。話はそれからである。</p>	<p>条例の対象とする地下水採取者につきましては、条例（中間案）第2条の定義のとおりであり、それ以外の区別は考えていません。 本条例は、水循環基本法の趣旨に沿って、地下水の汲み上げの状況を把握していこうとするもので、ご従事いただいている事業を評価する等の趣旨ではございませんのでご理解ください。</p>

伊賀市地下水保全条例中間案 パブリックコメント意見・回答一覧

NO.	ご 意 見	回 答
15	市の事業に係る、、、と言うのは果たしてどういう意味なのか。市行政の、、、ということと理解して述べます。	「市の事業」については、お見込みのとおり「市行政の事業」を指しています。
16	地下水採取の規則に関しては、三重県生活環境の保全に関する条例（以下県条例）で揚水設備の設置の許可条項を定めている。 県条例では揚水設備を次のように定義している。 動力を用いて地下水を採取するための設備であって・・・ 伊賀市地下水保全条例では揚水施設を次のとおり定義している。 動力を用いて地下水を採取する施設であって・・・ 揚水設備と揚水施設の違いは？ ヤフーの用語の定義によると ・設備は建物に備え付けられている機材や機器等 ・施設は建物	「施設」という用語の定義について、「ある目的のために、建物などの設備をすること。また、その設備。」という意味で使用しています。 他の法令や他市の類似条例においても、「施設」「設備」ともに使用例があります。 本条例では、地下水の汲み上げを目的とした、動力を用いた機械類の他、ケーシング（管）、ろ過機やそれらを設置した建築物等を含めて「揚水施設」とご理解ください。
17	「揚水機の吐出口の断面積（吐出口が2以上あるときは、その断面積の合計）が19平方センチメートル以上のものに限る。」こちらの「19平方センチメートル」という基準はどのような理由からなのでしょう。	三重県は、三重県生活環境の保全に関する条例第56条で、地下水の採取によって地盤沈下が発生している、もしくは発生の恐れがある地域に地域指定をして規制しています。この許可基準としましては、家庭用を除く吐出口の断面積6平方センチメートル以上19平方センチメートル以下のものとなっております 現時点では、本市において地盤沈下等の地下水に係る切迫した問題事案が発生している状況ではないことから、本市においては19平方センチメートル以上の揚水施設について取水量の報告をしていただくように設定させていただきました。
18	対象設備のうち取水量計のない事業者においては、市から取水量計の設置費用の全額または一部を助成していただけると既存事業者にとってありがたく、また条例の目的とするところをより受容しやすいと思います。 また条例内に、条例施行後に①事業を目的とし②吐出口の総面積19平方cm以上となる動力揚水機を用いる場合、取水量計の設置を義務付ける条文を盛り込むべきと思います。	現在のところ、取水量計等の設置義務規定や取水量計の設置費用の補助制度等は考えておりません。 ご意見につきましては、今後の施策推進の参考とさせていただきます。
19	(採取水量削減の努力義務)第7条に下記を追加してほしい。 地下水用の水量メーターを設置させる。地下水位計、地盤沈下計を設置し、その観測結果に基づいて取水制限を行うものとする。これは一定規模以上の地下水採取者の採水設備に設置させ、定期的にデータの報告を義務付ける	現在のところ、取水量計等の設置義務規定や取水量計の設置費用の補助制度等は考えておりません。 ご意見につきましては、今後の施策推進の参考とさせていただきます。
20	採取した地下水に対してどのような検査を施しているか、また、その検査結果データを報告されるようにしていただきたい。 例 Ph、電気伝導度、鉄分・・・	本条例においては、取水量の報告を義務付けることとしており、現在のところ、水質検査結果についての報告を義務づけることは考えておりません。
21	中間案は、伊賀市民共有の宝である伊賀市の地下水を、持続可能な財産として守るためには、不十分と考えます。 中間案が問題にしているのは取水量だけであり、それも地下水採取者の自己申告に頼るものである。また、既存の揚水施設は容認し取水量が変化する場合しかチェックすることがなく、それも採取者が申告しない限り市が把握することができない。	本条例に基づき各地下水採取者から届出及び報告がなされるものと考えております。

伊賀市地下水保全条例中間案 パブリックコメント意見・回答一覧

NO.	ご 意 見	回 答
22	<p>中間案は、伊賀市民共有の宝である伊賀市の地下水を、持続可能な財産として守るためには、不十分と考えます。</p> <p>市は採取者に対し、取水量の削減に努めることを求めているが、具体的にいくら削減すべきか、それが実現できているかを確認できない。地下水を持続可能なものにするには、市が適正な取水量を調査し、採取可能な総量を明確にし、各事業者に揚水施設の規模に応じた取水量の上限を守らせるべきである。</p> <p>以上の理由により、条例には「市は、市民の求めにより、市民と地下水採取者が直接対話し、地下水を保全するために協議する場を設けなければならない。」との一項を加えるべきと考えます。</p>	<p>現在のところ、規制等を設けることは考えていません。</p> <p>ただし、今後、本市域における地下水の実態把握を進めるなかで、必要に応じて規制等について協議すべきものと考えています。</p> <p>なお、個別の事象に基づく特定の事業者と市民との話し合いについては、事案ごとに市の対応を検討する必要があると考えます。</p>
23	<p>◎条例に違反（無届出、未報告）の業者に対する罰則の条文が必要ではないでしょうか。</p>	<p>本条例の規定により、各地下水採取者から自主的な報告がなされるものと考えております。</p>
24	<p>既に地下水を使っている事業者・新規に地下水を取り始める事業者について、地下水採取者にあてはまるかどうか、条例を周知したり、事業者を調べてリストアップする方法はどのようにするのでしょうか。</p> <p>地下水採取者の届け出がなく採取した場合、どのような対応になるのでしょうか。</p>	<p>市広報やケーブルテレビ、ホームページ等インターネットを活用した情報発信により周知を行うとともに、対象とすべき市内事業者に対し可能な限り個別周知を行う予定です。</p> <p>本条例に罰則規定等は設けていませんが、条例の定めに基づき、地下水採取者に届出をしていただくべきものと考えます。</p>
25	<p>「水量の削減に努めなければならない」こちらは守っているかどうかはどのように判断するのでしょうか。</p>	<p>事業内容や業務量によって使用する水量は様々ですが、条例の趣旨をご理解いただき、必要最低限の取水量とするとともに、循環利用等により取水量の削減に努めていただくものと考えます。</p>
26	<p>（全体について）「市の責務」「地下水採取者」の責務が規定されていない理由は何ですか。地下水の保全と良好な市民の生活環境の確保に寄与するための条例にするのなら、市や地下水採取者の責務は、条例に必要と考えます。</p>	<p>第6条（取水量等の報告）及び第7条（採取水量削減の努力義務）が地下水採取者の責務、第9条（啓発）が市の責務に該当する内容となっておりますが、改めて最終案作成の参考とさせていただきます。</p>
27	<p>市、市民及び採取者の責務の追加 基本理念案で示した通り、各主体の責務を定める。 ➤責務案 （市の責務） 第●条 市は、基本理念に則り、市民が安心して生活できるようにするとともに、地下水の保全に関する施策を総合的に実施するよう努めなければならない。 （市民の責務） 第●条 市民は、基本理念に則り、地下水が公共性の高い貴重な財産であることを認識し、その保全の重要性に関する理解を深めるとともに、地下水の適正な利活用に努め、市が実施する地下水保全に関する施策に協力しなければならない。 （採取者の責務） 第●条 基本理念に則り、地下水が公共性の高い貴重な財産であることを認識し、その保全の重要性に関する理解を深めるとともに、適正な土地利用及び地下水の採取を実施し、かつ、住民等の生活環境や流域に係る水循環に影響を及ぼすことがないよう地下水を適正に利活用しなければならない。また、市が実施する地下水の保全に関する施策に協力しなければならない。 ※市民の責務について定めるため、市民の定義規定が必要となる。 ➤定義案 市民 住民及び伊賀市に滞在する者（伊賀市に通勤し、又は通学するものを含む。）をいう。</p>	<p>第6条（取水量等の報告）及び第7条（採取水量削減の努力義務）が地下水採取者の責務、第9条（啓発）が市の責務に該当する内容となっておりますが、改めて最終案作成の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、市民の皆さんにつきましては、市の責務に基づき、地下水保全に係る意識啓発に取り組ませていただきたいと思います。</p>

伊賀市地下水保全条例中間案 パブリックコメント意見・回答一覧

NO.	ご 意 見	回 答
28	<p>地下水の適正な利活用条項の追加 伊賀市の公水を大量に事業に用いる採取者に対しては、使用量の報告や取水量削減のみではなく、事業全般にわたる地下水保全を求めるべきである。 ▶地下水の適正な利活用案 第●条 採取者は、地下水の重要性を認識し、地下水の保全等のために、次の各号に掲げる事項に対し必要な措置を講じるものとする。 (1)地盤沈下防止 (2)地下水の枯渇防止 (3)地下水の採取量の縮減 (4)地下水の品質に対する社会的評価の維持・増進 (5)地下水の効果的な利用のために、採取した地下水の再利用等 (6)その他市長が特に必要と認める事項</p>	<p>本条例においては、取水量の報告を義務付けることとしており、現在のところ、他の措置を義務づけることは考えておりません。 ご提案にあります各地下水保全措置につきましては、今後、本市域における地下水の実態把握が進み、一定の規制等が必要と判断した場合、その具体的な規制内容を協議すべきものと考えます。</p>
29	<p>「地下水の水量の削減」だけではなく以下のことの追加が必要と思います。 ◎販売目的のための地下水採取、及び採取した地下水を加工等の上、商品化することを禁ずる。</p>	<p>現在のところ、規制等を設けることは考えていません。 ただし、今後、本市域における地下水の実態把握を進めるなかで、一定の規制等が必要と判断した場合、その具体的な内容等について協議すべきものと考えています。</p>
30	<p>(採取水量削減の努力義務) 第7条 前に (採取量制限) を条例に記載すべきである。</p>	<p>現在のところ、規制等を設けることは考えていません。 ただし、今後、本市域における地下水の実態把握を進めるなかで、一定の規制等が必要と判断した場合、その具体的な内容等について協議すべきものと考えています。</p>
31	<p>中間案は、伊賀市民共有の宝である伊賀市の地下水を、持続可能な財産として守るためには、不十分と考えます。 市が採取者に対し、立ち入り調査を行えることが規定されているが、どんな場合に可能なのか、何を調査するのが明確でなく、違反があっても罰則はない。実際には何の権限も行使できず、形骸化する怖れがある。</p>	<p>第8条（立入調査）については、届出内容の確認等のほか、不測の事態に備えて規定しています。 ただし、今後、本市域における地下水の実態把握を進めるなかで、一定の罰則等が必要と判断した場合、その具体的な内容等について協議すべきものと考えています。</p>
32	<p>(立ち入り検査) 第8条 前に (監督処分) を条例に記載すべき。</p>	<p>第8条（立入調査）については、届出内容の確認等のほか、不測の事態に備えて規定しています。 ただし、今後、本市域における地下水の実態把握を進めるなかで、一定の罰則等が必要と判断した場合、その具体的な内容等について協議すべきものと考えています。</p>
33	<p>犯罪、という言葉が、突然出てくるのは、どうしてか?</p>	<p>本条例案第8条の立入調査につきましては、あくまで本条例の目的のために行う行政機関の立入検査であって、その範囲内で地下水採取者にも受入義務を課すものです。 一方、犯罪捜査は警察等の捜査機関が裁判官による令状によってのみ強制的に行うことが許されるものであり、本条例の立入調査を、犯罪の証拠を発見するために行うことは、犯罪捜査における「令状主義」や「黙秘権の保障」に反することとなり許されません。そのようなことから、行政の権力濫用を防ぎ、調査対象者の信頼を確保するため、こうした規定を明記することとしています。</p>

伊賀市地下水保全条例中間案 パブリックコメント意見・回答一覧

NO.	ご 意 見	回 答
34	<p>(啓発) 第9条・・・健全な水環境の維持または回復のための取組の積極的な推進するために、特に森林の整備等で民間団体等の自発的な活動を促進するための処置を記述すべき。</p>	<p>第9条では、市が市民を対象に啓発を行うことについて規定していますが、地下水涵養に不可欠な森林の保全等についても、担当部署と協働して啓発を行って行きたいと考えています。</p>
35	<p>(委任) 第10条・・・規則を定めるとのことであるが先に規則を提示すべき。</p>	<p>規則は、条例に規定した内容を執行するにあたって必要な具体的事項を定めるものです。制度上、行政機関内の手続きで制定しますが、パブリックコメントでいただきました市民の皆様のご意見も踏まえ、条例の目的に資する規則とさせていただきますのでご理解ください。</p>
36	<p>第3条に地下水採取者になろうとする者は、規則に定める事項を市長に届けなければならないとありますがこの規則を閲覧したいと青山支所に申し込みましたが、支所では分からず、本庁に問い合わせられ電話で関係部局にお聞きしましたが、今のところこの規則はありませんとの回答でした 第10条にも必要な事項は、規則で定める。とあります この規則を定めるにあたって市民が参加できるのかと問いますとそれはありません、行政で作成する、と回答でした。このような条例や規則の決め方では（市民の生活環境の確保に寄与することを目的とする。）目的に反するのではないですか。市民の意見を反映させる事を望みます。 市民に知らされた、中間案から最終案があるのかとの問いにもそれは有りませんと回答しました。</p>	<p>規則は、条例に規定した内容を執行するにあたって必要な具体的事項を定めるものです。制度上、行政機関内の手続きで制定しますが、パブリックコメントでいただきました市民の皆様のご意見も踏まえ、条例の目的に資する規則とさせていただきますのでご理解ください。</p>
37	<p>「第 10 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。」 「(経過措置) 2 この条例の施行の際現に地下水採取者である者は、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。」 ここにある”規則”は、これから制定されようとしている地下水条例の今は公表されていない細部の取り決めのように思います。 一度制定した条例はなかなか改定が難しいと言われてます。 地下水は人の目につかないところにありますが、地下水量はある程度推し量れるものだと思っています。 水脈には段差が生じている場合があり、想定以上の複雑な構造であると言われてます。 伊賀市を囲む四方を囲む山々のほとんどが分水嶺であって、保水力のある山々の保力は欠かせません。 まして他市からの産廃が多く放棄されている伊賀市と言われてますから、地下水の安全は保てません。 農林魚業界の振興にもかかわる地下水問題を大きくとらえて、”規則”に盛り込むことが大切だと思います。 伊賀市の財産である水を汚さず減らさず、子や孫の代々までも伊賀のおいしい地下水が汲み上げられるよう、市民を加えた協議会を設置して規則を含めた地下水条例の制定をするのが良いと思います。 伊賀市民の利益になるものでなければ制定の意味がないと思います。 以上</p>	<p>規則制定の参考とさせていただきます。</p>

伊賀市地下水保全条例中間案 パブリックコメント意見・回答一覧

NO.	ご 意 見	回 答
38	<p>第3条や第10条に出てくる「規則」について、充実をお願いしたい。 第3条 地下水採取者になろうとする者は、規則で定める事項を市長に届け出なければならない、 第10条 条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。 「規則で定める事項」や「届出書」の記入項目が重要になると思いますので、以下列挙します。</p> <p>1) 揚水施設として、どのようなポンプが使われているのかが重要。条例では、第6条で「採取した地下水の水量」の報告を義務付けていますが、汲み上げた量だけでなく、揚水地点までの深さ（地下掘削した深さ）や揚水施設にあるポンプ（機材）の諸元の記載あるいは仕様書の写しの提出、ならびに揚水施設の平面図や概要がわかる写真の提出を義務化していただきたい。 仕様・諸元：ポンプの口径、タイプ、動力源、単位時間の最大汲上能力（出力）、製造者、機材の形式、製造時期など</p>	<p>規則制定の参考とさせていただきます。</p>
39	<p>どのような事業（用途）として採取した地下水を利用しているか（する予定か）、飲用か工業用（洗浄や冷却等）か、用途別の使用量、使用割合などの報告を義務化していただきたい。</p>	<p>規則制定の参考とさせていただきます。</p>
40	<p>採取した地下水を一時貯留するタンクがあるかないか。ある場合は、その容量や事業に使うまでの保存状況、加えて、地下水を事業に使った後は、どのように排水しているか、排水量は採取量の何%であったかも報告するものとしていただきたい。</p>	<p>現在のところ、貯留タンク及び排水量についての報告を求めることは考えていません。 ご意見については、今後の施策推進の参考とさせていただきます。</p>
41	<p>◎既存事業者においては、条例施工後〇年〇月〇日までに届出を行うことという文章の明記が必要ではないでしょうか。</p>	<p>規則制定の参考とさせていただきます。</p>
42	<p>（地下水の採取の届け出）第3条・・・「揚水施設を設置するときの届け出は着手する日の30日前までに申請書を市長に提出しなければならない」と記述して欲しい。</p>	<p>規則制定の参考とさせていただきます。</p>
43	<p>地下水の採取量は市長に報告ということですが、市民に分かるようにならないでしょうか。</p>	<p>全体の届出件数及び総取水量等、一定の集計データの公表について検討いたします。</p>
44	<p>水循環に関わるあらゆる学術研究に供するために、求めに応じ、採取した地下水のサンプルを提供されるようにしていただきたい。第3条に付け加える。 第3条の2 地下水採取者は、本条例ならびに水循環基本法の趣旨にそった学術調査研究に積極的に協力するものとする。</p>	<p>現時点では、民間事業者である地下水採取者が、自己所有地において採取する地下水を学術研究のために提供することについては、学術研究主体者が個別に各地下水採取者に協力を依頼すべきであり、あらゆる学術研究への協力義務を、市が条例で一律に規定するものではないと考えます。 ただし、地下水の流動性、有限性、公共性、公益性を踏まえ、市として各地下水採取者に協力を求める必要が認められる場合は、個別に検討すべきと考えます。</p>

伊賀市地下水保全条例中間案 パブリックコメント意見・回答一覧

NO.	ご 意 見	回 答
45	<p>地下水の保全条項の追加 本条例は公水たる地下水の保全を主たる目的とするものであり、保全のために市がどのような施策をとれるかについて明示する必要がある。また、取水の影響を客観的に測定し、大きな悪影響が生じる前に対策が取れるよう、常に状況を把握しておく必要がある。</p> <p>▶保全条項案</p> <p>第●条 市は、地下水保全等のために地下水の水位、水質及び水流の状況を調査するよう努めるものとする。</p> <p>2 市は、前項の規定に基づき調査を行うため必要があると認めるときは、地下水の採取者に対し、協力を求めることができる。</p> <p>3 市は、市民及び採取者とともに地下水の保全等のための対策を促進するため、地下水の水位、水質及び水流の保全に務めるとともに、節水及び水の有効利用に対する意識の啓発を行うものとする。</p>	<p>今後の施策推進の参考とさせていただきます。</p>
46	<p>地下水の涵養保全条項の追加 伊賀市の豊かな地下水を中長期的に保全していくため、地下水の水源についても保全していくことが重要である。</p> <p>▶地下水の涵養案</p> <p>第●条 市は、地下水の涵養を図るため、雨水の地下への浸透について高い機能を有する森林、農地、緑地等の保全に努めるものとする。</p> <p>2 市は、市の施設の敷地においては、緑化の推進、透水性舗装の実施、雨水浸透施設（雨水を処理するための施設で、雨水が地下に浸透しやすい構造のものをいう。以下同じ。）の設置等により雨水の地下への浸透の促進に努めるものとする。</p> <p>3 市民及び採取者は、住宅、事業所等の敷地においては、緑化の推進、雨水浸透施設の設置等により雨水の地下への浸透の促進に努めるものとする。</p>	<p>農地や山林等につきましては、それぞれ個別の法令や制度によって保全を図っているところですが、</p> <p>一方、地下水については、これまでビル用法や温泉法等特定の条件に基づく法令はありましたが、一般的な保全法令はなかったことから、水循環基本法の理念に基づき、本市における地下水の保全について本条例をもって取り組むこととするものですのでご理解ください。</p>
47	<p>許可制の追加 無秩序な地下水採取を防ぎ、地下水を守り継いでいくためには、地下水採取の届出制に加えて、一定規模を超える地下水採取に対しては、許可制を導入する必要がある。申請の手続きにおいて、特に周辺住民との合意形成は必要不可欠であるため条文中に明示すること。</p> <p>▶許可申請案</p> <p>第●条 市内において地下水採取事業の開始又は内容の変更をしようとする者は、規則で定めるところにより、地下水採取事業の開始等について、市長に許可の申請をしなければならない。</p> <p>▶説明会案</p> <p>第●条 申請予定者は、地下水採取事業の計画及び内容を周知するため、住民等に対し、説明会の開催及びその他必要な措置をとらなければならない。</p>	<p>現在のところ、許可制の導入は考えていません。</p> <p>地下水については、民法第二百七条（土地所有権の範囲）に「土地の所有権は、法令の制限内において、その土地の上下に及ぶ。」との規定があり、当該土地所有者が地下水の使用権を有すると考えられます。これに対する規制は、憲法第29条に規定する財産権を侵害する可能性が生じます。</p> <p>しかし、一方で、「地下水は一般に当該私有地に滞留しているものではなく広い範囲で流動するもの」であり、「一般的な私有財産に比べて公共の公益的見地からの規制を受ける蓋然性が大きい性質を有する」ことから、必要かつ合理的な規制は可能であるとの裁判所の見解も示されているところです（東京高判平成26年1月30日）。</p> <p>つまり、憲法で保障されている財産権に対して市の条例により規制するためには、本市域における地下水の賦存状態、地下水収支等の実態把握を進めるとともに、地盤沈下や地下水汚染、塩水化等の地下水障害の発生事実、水道水源の地下水依存率等に基づく必要性と、規制の目的、対象、方法等具体的な内容の合理性が認められる必要がありますが、現時点では、こうした規制を行う段階にありません。</p> <p>ただし、今後、本市域における地下水の実態把握が進み、一定の規制等が必要と判断した場合、その規制内容と共に、許可制の導入についても併せて協議すべきものと考えています。</p>

伊賀市地下水保全条例中間案 パブリックコメント意見・回答一覧

NO.	ご 意 見	回 答
48	地下水の採取量に対しての税金などは今後検討するのでしょうか。	地下水採取を対象とした法定税はないことから、市が条例により独自に法定外税を新設するかのご質問と考えます。 現在、そうした法定外税については考えておりません。
49	地下水を汲み上げ営利に使用する際には、取水量に応じて納税する仕組みを組み込んでほしいです	地下水採取を対象とした法定税はないことから、市が条例により独自に法定外税を新設するかのご質問と考えます。 現在、そうした法定外税については考えておりません。
50	事業の用に供するもので、19平方センチメートル以上の地下水採取者は採取した地下水の水量を規定に従い市長に報告し負担金を支払わなければならない。	現在、地下水採取者に対する負担金の導入は考えていません。 ただし、今後、本市域における地下水の実態把握が進み、一定の施策等が必要と判断した場合、負担金の必要性についても併せて協議すべきものと考えています。
51	<p>基金の設置 公水である地下水を採取するには、応分の負担が必要であるため、地下水保全負担金制度を設け、基金として管理し地下水保全に関する施策に活用できることとする。</p> <p>➤基金の設置案 市長は、地下水の保全、かん養及び適正な利用を図ることを目的に、基金を設置することができるとする。</p>	現在、地下水採取者に対する負担金及び基金制度の導入は考えていません。 ただし、今後、本市域における地下水の実態把握が進み、一定の施策等が必要と判断した場合、負担金や基金設置の必要性についても併せて協議すべきものと考えています。
52	市民は地下水や公水を有料で利用させられています。揚水施設を持ち事業の用に汲み上げ生産利益に利用している 汲み上げ水が無料とは 市民感情と合いません。従って条例の中に（事業活動による地下水の採取に関し必要な事項を定めることにより地下水を保全し、もって良好な市民の生活環境の確保に寄与することを目的とする。）為に事業用揚水を有料とする。1条を新設する。事業用揚水の有料詳細は規則で定める。条例の修正を望みます。	現在、地下水を有料とすることは考えていません。 ただし、今後、本市域における地下水の実態把握が進み、一定の施策等が必要と判断した場合、有料化についても併せて協議すべきものと考えています。
53	<p>伊賀市地下水保存条例についての意見 伊賀の美味しい水を守るために条例制定は必要なことだと思います。 ただ今回の条例は、摂取する際の金銭的な負担を求めないものであり、企業などの使い放題になる懸念があります。 金銭の負担を求めたとしても、さらに目的の限定や摂取量の上限などより厳しい基準を制定しないと、貴重な水が経済的余裕のある人だけのものになるし、地盤沈下などの心配も起こります。大企業の大量摂取による小規模な地場産業への影響も不安です。 想像もできないほどの大昔から自然の営みによって作られてきた地下水は、人間が決して作り直すことができないのです。水は誰にとっても命のもとでもあります。 だから、今のほんの短い時代、しかも人間だけが、経済優先で好き勝手に使っていないものではないはずですが、自分たちが、こうして過去からの恵みによって、豊かに生きていることを考えれば、どういう形で未来に遺すべきか、せつかく定めるのであれば、そうした深い視点のもとで、海外の環境保全も参考にすると視野も広くして、より多くの方々の意見に耳を傾けた条例を作っていただきたいと思えます。 市内でも、水のことを始め、環境問題に詳しい方はいらっしゃいます。そういう方々は、全国的なネットワークも持っていらっしゃいます。そうした方々の意見をより一層聞いた上で、他の自治体に先駆けた内容の条例制定をお願いします。条例が誇れるものであれば、注目されることで、抜け穴に対する世間の目も厳しくなり、狡い人が得をするようなことも無くなるのではと期待します。 私は、地下水などの専門的な知識は乏しいので、このような意見しか述べることができません。でも水がコマーシャルで流れ、大量に売られていることに日々不安を感じ、日本各地や世界の水に対しても、このままでもいいのか疑問を持っています。 どうか何事も決定ありきでなく、このような意見募集も単なる通過点だけでなく、拙い意見も、難しい意見も、あらゆる声に耳を傾け、時には立ち止まることや考え直すこともできる伊賀市であり続けてください。</p>	現在、地下水採取者に対する負担金の導入は考えていません。 ただし、今後、本市域における地下水の実態把握が進み、一定の施策等が必要と判断した場合、負担金の必要性についても併せて協議すべきものと考えています。

伊賀市地下水保全条例中間案 パブリックコメント意見・回答一覧

NO.	ご 意 見	回 答
54	(全体について) 目的達成のため、地下水採取者等に対し、同意を得て協力金の納入を求めていますか。	現在、地下水採取者への協力金の導入は考えていません。ただし、今後、本市域における地下水の実態把握が進み、一定の施策等が必要と判断した場合、協力金の必要性についても併せて協議すべきものと考えています。
55	伊賀市民の共通の財産である地下水について、今まで共通の財産という認識もなく、特定の企業によって搾取されていたものが、地下水条例によって省みられることになることはよかったです。この条例が生きたものとなるよう、届け出のその後についてなど、市民と有識者を交えた公開された協議会の設置を求めます。伊賀市民か、地下水の恩恵を満遍なく受けることができるように、中間案を精査し、肉付けするための開かれた協議会の設置を求めます。	ご意見にあります協議会の設置については、当面の間、既存の伊賀市環境審議会において本条例に基づく取水量報告等施策推進状況について報告し、ご意見をいただいきたいと考えています。ただし今後、更なる地下水保全施策の推進について検討が必要と判断した場合、別途、水循環基本法第16条の2の規定に基づく組織を設置し、地下水の実態調査及び保全施策についてご協議いただくことを検討したいと考えています。
56	・会社と行政と市民の入った協議会を設置して話し合い、伊賀市民の利益になる条例制定を望みます。 ・話し合いには有能なファシリテータを採用してください。	ご意見にあります協議会の設置については、当面の間、既存の伊賀市環境審議会において本条例に基づく取水量報告等施策推進状況について報告し、ご意見をいただいきたいと考えています。ただし今後、更なる地下水保全施策の推進について検討が必要と判断した場合、別途、水循環基本法第16条の2の規定に基づく組織を設置し、地下水の実態調査及び保全施策についてご協議いただくことを検討したいと考えています。
57	地下水利用協議会の設置 水循環基本法第16条2項の趣旨にそって、地下水の適正な保全及び利用を図るための組織の設置が必要である。 ▶地下水利用協議会の設置案 第●条 市長は、地下水の適正な保全及び利用を図るため、地下水に関する観測又は調査による情報の収集並びに当該情報の整理、分析、公表及び保存、地下水の適正な保全及び利用に関する協議を行う組織を設置することができる。	ご意見にあります協議会の設置については、当面の間、既存の伊賀市環境審議会において本条例に基づく取水量報告等施策推進状況について報告し、ご意見をいただいきたいと考えています。ただし今後、更なる地下水保全施策の推進について検討が必要と判断した場合、別途、水循環基本法第16条の2の規定に基づく組織を設置し、地下水の実態調査及び保全施策についてご協議いただくことを検討したいと考えています。
58	条例策定プロセスについて 地下水条例を策定するにあたっては、専門家や関係団体、市民等で構成される策定委員会に諮問し、専門的、社会的、地域的な知見を取り入れて策定してしかるべきであると考えため、改めて中間案を作成することを検討されたい。 以上	地下水につきましては、その公共性、公益性、流動性並びに有限性等から、市民共有の貴重な財産であると考えられます。ただし、本市の場合、地盤沈下や地下水汚染、塩水化等地下水障害の発生の事案も確認しておらず、また、水道水源としての地下水依存度も高くないことから、現時点では、切迫した事案の発生が想定できないため、本市としては、先ず可能などころから、地下水利用について把握するため、本条例を制定することとしました。 ご提案につきましては、今後、更なる地下水保全施策の推進について検討が必要と判断した場合、別途、水循環基本法第16条の2の規定に基づく組織を設置し、地下水の実態調査及び保全施策についてご協議いただくことを検討したいと考えています。
59	条例の制定にあたって、地盤沈下や地下水の枯渇等切迫した事案の発生を確認していないので、地下水採取量等の規制を行こなわれないとしているが、規制することに段階論は不要と考える。問題が起こってからでは、遅いのであって、切迫した事案の発生が想定できるのであれば、最初から他市の条例のように改善命令、取水の停止、違反者の公表、罰則など規制条項を入れておくべきではないですか。	現在、罰則などの規制条項を定める確固とした根拠がないため、本条例での罰則規定の導入は考えていません。ただし、今後、本市域における地下水の実態把握が進み、一定の規制等が必要と判断した場合、その規制内容と共に、地下水採取者への罰則規定等についても併せて協議すべきものと考えています。

伊賀市地下水保全条例中間案 パブリックコメント意見・回答一覧

NO.	ご意見	回答
60	(罰則)を記述して欲しい。	現在、本条例での罰則規定の導入は考えていません。ただし、今後、本市域における地下水の実態把握が進み、一定の規制等が必要と判断した場合、その規制内容と共に、地下水採取者への罰則規定等についても併せて協議すべきものと考えています。
61	(罰則規定)を追加 事業者との間で取水量を取決めそれに違反した場合の罰則を規定する。例へば違反した水量分に上水道料金の単価をかけて徴収する。	現在、本条例での罰則規定の導入は考えていません。ただし、今後、本市域における地下水の実態把握が進み、一定の規制等が必要と判断した場合、その規制内容と共に、地下水採取者への罰則規定等についても併せて協議すべきものと考えています。
62	地下水保全について この条例は掘り出し使うことに対する条例かと思いますが、地下水自体の保全条例は整備されて健全に保たれているのでしょうか 下水道が完備されていない地域などでは実情は悲惨な様に思います 的外れな回答で申し訳ありません 地下水自体保全条例水質保全なるものがあったら教えてください この部分が私の中でクリアにならない限りコメントは書けない	本市では、地下水保全に係る条例は今回が初めてとなります。ご指摘にあるような、地下水全体の保全についての条例については、本条例による事業者の取水量報告の積上げ等本市域における地下水の実態把握を進めながら、今後、その必要性等について検討していくこととしています。
63	私達は水は有料なのに、多量に使っている大企業には、使い放題はおかしいと思う。	本市の水道事業が運営する上水道については、伊賀市水道事業給水条例に基づき、個人の場合も事業者の場合も同様に水道料金を徴収しています。
64	川の水と違って、公の水となっていない地下水をこれからの世代に残していけたら良いなと思います。	今後の施策推進の参考とさせていただきます。
65	伊賀市が管理して安心安全な水を供給できるようにお願いいたします。 水は私達の大切な資源なので、海外に買われないようにお願いいたします 談合等も行われないようにお願いいたします。	今後の施策推進の参考とさせていただきます。
66	大阪からおいしい水と空気を求めて転居してきました。ところが水は大阪とかわらず浄水場の水ときき、びっくりし、がっかりしました。伊賀の山々では、当然わき水がわいているし、それらを税金を使い整備し、市民に還元してほしいです。京都では街中にわき水がわいていてみんなが利用しています。直接地下水のことではありませんが、ぜひご検討ください。コロナ禍、伊賀の自然は求められていると思います。	水道事業に係るご意見として承ります。

伊賀市地下水保全条例中間案 パブリックコメント意見・回答一覧

NO.	ご 意 見	回 答
67	<p>現存する取水設備を継続しその地域に住む住民の要望に沿って水道事業を行ってほしい。従って水利権を強制的に付けさせた川上ダムの水利権を解消し、ゆめが丘浄水場は水不足の地域に限定して運用をしていただきたい。この川上ダムは治水専用ダムとして変更するよう望みます。なぜ、川上ダムが必要なのか、1998年ごろ地下水等の水源と守田水源（木津川取水）で水は足りていた、工場やテーマパークの誘致人口増を見て水需要の増加を夢見ていた。一時はダムを諦めたのになぜか、ダム建設に傾いた、この為水源の廃止、簡易水道取り込み、工場誘致、増築（工業用水増）を口実に川上ダム水利権を最大限残した。2015年度の実績に合わせダム利水権28,564トン 自己水源 17,436トンとしている。</p>	<p>水道事業に係るご意見として承ります。</p>
68	<p>もう少し具体的に説明してほしい</p>	<p>今後の施策推進の参考とさせていただきます。</p>
69	<p>地下水での事業があることに對し無知でわかりません</p>	<p>パブリックコメントにご協力いただきありがとうございます。</p>

※ご意見は、原則全文掲載していますが、明確な根拠なく特定の個人や団体への誹謗、中傷や公序良俗に反するような表現につきましては掲載を控えさせていただきますのでご了承ください。